

中学生女子ソフトボールクラブ 伊勢志摩 Let's 規約

第1条（名称）

本クラブの名称は、「伊勢志摩 Let's」とする。
伊勢志摩 Let's が管理運営を行うものとする。

第2条（所在）

伊勢志摩 Let's の事務局を下記に置く。
〒517-0023 三重県鳥羽市大明西町 1-1 ショッピングプラザハロー 1F (株)三重スポーツコミュニケーションズ内
tel. 0599-26-5530 fax.0599-25-7170

第3条（目的）

本クラブは三重県全域におけるソフトボール普及と振興をはかり、ソフトボールを通した心身共に健全な育成に努めるとともに、真に技術力の向上を目指し真剣に楽しめる機会の場を提供する。また、スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（構成）

小学 6 年（育成）から中学 3 年生で保護者の同意を得た者。

第5条（入会資格）

クラブの主旨に賛同し、本クラブの規約を厳守する者で、本クラブが入会に適すると認めた者とする。また、所属登録チームがある場合は、その責任者の承諾を得るものとする。

第6条（入会手続き）

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき、本クラブの事務所に申込を行う。また、入会は随時受付ける。入会届を提出した日が入会日となる。また、入会時に指定クラブウェアを購入し、活動時は着用する。

第7条（事業年度及び会費等）

毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までを年度とする。

会員は別に定められた年会費、指導料（月謝）を納入しなければならない。申込受付受理後、スタッフから案内される年会費、初月指導料を支払う。一旦納入した年会費・指導料は理由の如何に問わず返金しない。

【年会費】2,000 円（スポーツ保険含む）【指導料（月謝）】3,000 円

第8条（会費納入方法）

会費は毎月本クラブが案内する封筒にて現金で納入する。納入日は月末最後の活動の日とする。

第9条（会費の滞納）

会員が会費を 3 カ月を超えて怠った場合、その会員に対する指導を停止、または強制的に退会をさせることができる。但し事前に本クラブに了承を得ている場合はその限りではない。

第10条（退会）

退会する者は、その退会する前月 10 日までに所定の退会届をスタッフまたは事務局に提出しなければならない。退会届の提出がない場合は活動中と見なし、クラブの参加有無に関わらず指導料を全額請求する。

第11条（休会）

休会する者は、所定の休会届をスタッフまたは事務局まで提出しなければならない。休会した月の指導料は発生しないが、月途中で休会する場合はその月の指導料は発生し、日割り計算はしないものとする。

第12条（除名）

本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者として判断した者は本クラブから除名できる。除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

第13条（中止）

雨天・会場不良による中止の場合はクラブ開始 3 時間前を目処にクラブ LINE にて連絡する。急な天候変化・雷等により開始直前、活動中に中止する場合がある。その際もクラブ LINE にて連絡する。会場不良での中止についてはグランド管理者と本クラブ担当スタッフとの協議によるものである。その他怪我や事故による緊急時、天災地変、会場の都合等で中止なる場合がある。

第14条（保険）

本クラブ生は全員「スポーツ安全保険」に加入する。保険手続きは本クラブが行い、加入料は年会費に含まれる。クラブ活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で対処する。クラブ活動中及び往復途中の事故等に対し本クラブ、指導スタッフは応急処置のみ対応し、その後の責任は保護者によるものとする。

第15条（免責事項）

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第16条（規約改正）

本クラブは必要に応じ、隨時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

第17条（個人情報）

入部時、申込用紙に記載された個人情報は本クラブの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブ広報活動や活動記録のために、クラブ公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあります。ご入会に際し予めご了承ください。

第18条（指導）

本クラブ活動中の指導に関しては、指導者（監督・コーチ）に一任し、保護者が選手に対しての技術的な指導・助言を禁止する。
※監督・コーチ以外でも本クラブが認める外部指導者・臨時指導者の指導は別とする。